平成２２年（フ）第５７号
岩手県二戸市下斗米字九縁12番地２
破産者　月折一二美
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第６４号
岩手県北上市柳原町３丁目３番23号
破産者　鈴木　秀人
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第２５７号
埼玉県所沢市所沢新町2531番地の26　ブランドール１―302、開始決定時の住所埼玉県飯能市征矢町21番地12
破産者　前久保幸一
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８２８号
埼玉県川越市霞ヶ関東２丁目15番地５
破産者　佐々木源太
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５３６号
神奈川県茅ヶ崎市堤4202番地２
破産者　武廣　　実
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６７３号
相模原市南区旭町６番26号　ハイツグレンマレー102山尾方
破産者　三浦　道博
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第２２１９号
愛知県愛知郡東郷町白鳥３丁目２番地１
破産者　鮨倶楽部こと　市川　洋見
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３０５号
岐阜県可児市川合189番地３　コンフォート川合105
破産者　田﨑　　進
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５３３号
愛知県西尾市中畑２丁目53、住民票上の住所愛知県西尾市平坂町奥辰75番地
破産者　鈴木　京子
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前76番地
破産者　佐伯　政美
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８３号
愛知県尾張旭市西山町１丁目４番地28　サンシティーせいざん206号
破産者　伊藤　雅久
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１５号
名古屋市天白区保呂町1501　コンフォート森山302号、住民票上の住所名古屋市天白区原４丁目1511番地　アベニューＭＩＺＵＮＯ101号
破産者　杉　　大作
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８号
大阪府枚方市楠葉野田２丁目58―８、住民票上の住所京都市山科区音羽役出町１番地30
破産者　竹矢　弘志
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第１８６２号
神戸市兵庫区湊川町10丁目25番10―203号
破産者　胸永　秀幸
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１６３号
神戸市灘区篠原台６番51―307号
破産者　山本　光一
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０号
神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ29棟403号
破産者　輝　　勝則
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４３号
神戸市須磨区東白川台１丁目８番地の15
破産者　堀之内芳子
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５３号
神戸市長田区林山町１番地の１デメテル高取台704号、従前の住所兵庫県三木市自由が丘本町３丁目13番地の１
破産者　上村　竜也
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９０号
神戸市垂水区塩屋町６丁目12番５号光陽ハイツ301号
破産者　池田　晃一
１　決定年月日　平成22年５月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部